

2019年第8回教育委員会定例会日程

日 時 2019年8月27日(火)午後1時30分
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第36号 北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求
めることについて

5 協議事項

なし

6 報 告

・通学路危険箇所合同点検の結果について(7/26開催)・・・・・・・・資料1

7 その他

・市町村教育委員会研究協議会・・・・・・・・資料2

※例年実施の「市町村教育委員研修会」は本協議会を以て代えられます

・北栄町議会9月定例会日程(9/5～9/25)

9/10 総務教育常任委員会、9/12,13 一般質問、9/25 採決

・教育委員会第9回定例会 9月 日() 時 分から

8 閉 会

8月行政報告

＝教育長＝

◎業務内容

- 7月30日 コミュニティ・スクール推進委員会
- 7月31日 反核平和の火リレー
- 8月 1日 北栄教育連絡会
- 8月2、3日 全国コミュニティ・スクール研究大会 in びんご府中
- 8月3、4日 子ども交流活動事業 in 湖南省
- 8月 5日 北栄町学校教育研究協議会全体研修会
- 8月 6日 大栄小学校業務改善研修会
北栄町教育懇話会
- 8月 9日 北栄町議会行政報告会
- 8月18日 北栄砂丘まつり
- 8月19日 北栄町いじめをなくそうサミット
- 8月20日 人権教育地区推進員会議
- 8月21日 地産地消懇談会
- 8月22、23日 中国五県町村教育長研究大会

第5回 教育連絡会

2019年8月1日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

子どもの自殺が多いのは、長期休暇が明ける前後という統計結果が出ています。子どもの様子をしっかりと観察して、SOSのしっかりとしたキャッチして適切な対応をお願いします。

いじめ発見のきっかけが、保護者からの訴えから、アンケートや本人からの訴えが1番多くなっています。学校が積極的に発見に努めていることや言いやすい雰囲気が出来てきていることは良いことです。

生徒や保護者からの相談があった場合は、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有する。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。

相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。
確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への交通安全、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

9月～11月は合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、対策抽出箇所に応じた具体的実施メニューの検討をお願いします。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をしてください。

自転車損害賠償保険などへの加入促進を図ってください。

○熱中症対策について

連日、酷暑が続いています。部活動や駅伝練習など熱中症対応を屋外だけでなく屋内であっても油断することなく細心の注意を払ってお願いします。

- ・これまでが涼しかったので体が慣れていない状況で、梅雨明けして気温が急上昇していて危険です。
- ・こまめに水分補給する。
ただし、水の飲み過ぎによる低ナトリウム血症も注意してください。
- ・涼しい場所での休憩をこまめにとる。
- ・気象庁や県から出される熱中症警報の確認や、熱中症指数をこまめに見る。

○全国学力・学習状況調査の結果公表について

今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に公表され、8月1日の新聞に掲載されました。今年度の町教委としての公表方針には、先日の定例教育委員会において協議されて昨年と同様に行うことになりました。

結果の公表が1ヶ月早くなったことから、しっかり分析し、今後の対応策を検討していただき、2学期からの授業に反映してください。

各校でこれまでの少なくとも5年の経年比較分析等を行い、課題と対策を10月の連絡会に報告してください。

○「クレーム対応講座～ハードクレーム対応」について

6月5日の研修に参加した職員が研修で学んだことの復命してくれたので、熟読してください。

- ・苦情が寄せられる時は、必ずその原因と背景があること。
- ・相手がなぜそのようなことを言うのか理解し、苦情の背景を理解し対応する。
- ・苦情が寄せられたら対応を先延ばしせず。部署全体で対応策を検討し対応する。
- ・対応履歴を残し、情報共有する。

○精神保健福祉促進研修会鳥取大会の開催について

9月10日、とりぎん文化会館で、「家庭・地域・学校と共に未来につなげる精神保健教

育を」テーマに研修会が開催されます。

各学校からも積極的に参加して、精神疾患を正しく理解するための教育の必要性について学んで、各校の支援が必要な児童生徒への関わりの参考にしてください。

○不登校児童生徒への自宅学習支援事業について

ハートフルスペースで標記事業を実施されることになったので、支援が必要な児童生徒があれば、言ってきてください。

○放送大学の講座情報について

- ・資格取得講座
- ・小学校外国語教育教授基礎編
- ・プログラミング教育の指導に向けたオンライン講座

＝教育総務課＝

1 教育懇話会について

教育委員、学校長、こども園長の現職、OBで組織する教育懇話会を8月6日、三朝町溪泉閣で行いました。今回の総会をもって、懇話会を解散することを決定しました。

2 いじめをなくそうサミットについて

8月19日、第5回目となるいじめをなくそうサミットを中央公民館で行いました。小・中学校4校から児童・生徒8人ずつ（計32人）が参加。DVDを視聴後、ワークショップを行い、いじめに向き合い、話し合い、それらをもとに学校ごとにアピール文を作成し、発表しました。

3 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			7月の問題行動 （関係者数）	7月のいじめ 認知件数
	6月末	7月増	計		
北条小	2人	0人	2人	0	10
大栄小	0人	0人	0人	0	0
北条中	3人	0人	3人	0	13
大栄中	3人	0人	4人	2（対教師、対生徒）	0

＝生涯学習課＝

1 企画展「北栄町の自然 写真で見る砂丘地・海岸に生息する植物」について

期 間 8月3日～25日

場 所 北栄みらい伝承館

概 要 ・町内在住の磯江茂秋さん（倉吉博物館自然科学研究会会員）が撮りためた写真を掲示し、砂丘地・海岸の植物を紹介

- ・子ども向けワークショップ（磯江茂秋さんによる自然観察会及び押し花）を3回開催

2 子ども交流活動事業 IN 湖南省について

期 間 8月2・3日

場 所 湖南省（サンライフ甲西、野洲川親水公園、十二坊温泉オートキャンプ場他）

参加者 19名（内北栄町10名（小8、中2）

概 要・お互いのまちの情報交換

- ・お菓子工場見学、湖南省夏まつり参加（物販補助含）、ぶどう狩り他

3 第44回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会について

日 時 8月8日（木） 午前9時45分～午後4時（受付：午前9時～）

場 所 倉吉未来中心他

参加者 46名

概 要・7月10日～8月9日を鳥取県部落解放月間のメイン事業

- ・米子コンベンションセンター工事で使用不可のため中部開催
- ・テーマ「人権尊重社会の実現に向けて、研究と実践を交流しよう」
- ・4分科会（8分散会）

4 砂丘花火鑑賞会場 in 由良台場 -Harmony-について

日 時 8月18日（日） 午後7時00分～午後8時30分

場 所 国史跡 鳥取藩台場跡由良台場跡

概 要・第14回北栄砂丘まつりで行われる花火大会を光と音楽を基調に和・静寂・癒しの雰囲気を出し、花火を楽しむ。

- ・音楽は北栄町出身の生原幸太さんが担当
- ・遊楽隣工房の和紙あかり、和紙灯籠、野点傘などを配置

5 じんけんフェスティバル ワーキンググループ第2回打合せ会について

日にち 8月19日

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・関係団体等との連携、実施内容、進捗状況

6 第2回北栄町人権教育地区推進員会議について

日にち 8月20日

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 79名

概 要・人権を学ぶ会の取組みについて

- ・子どもの人権問題に係る情報提供等

7 通学合宿（大栄地区）参加者説明会について

日にち 8月22日

場 所 大栄健康増進センター

概 要・9月3～6日（3泊4日）で実施

- ・スケジュール、事前準備等について説明
- ・8月26日ボランティア説明会開催

8 今後の予定について

(1) 北栄町民ミュージカル劇団ウォーターメロン第8回公演について

日 時 9月1日(日) 第1部午後1時00分開演、第2部午後5時開演

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・「土の中のたね ～少女小説家物語～」

・天才少女小説家と謎の少女の出会いにより、自分が書いた物語の世界へ

(2) 人権を学ぶ会について

期 間 9月～11月

場 所 各自治会施設

概 要・各自治会が主体的に人権について学ぶ。

・9月7日向山団地を皮切りに全63自治会が実施

(3) 2019郷土の作家たち「進木富夫がつくる和紙あかり」展について

期 間 9月14日～10月6日

場 所 北栄みらい伝承館

概 要・遊楽隣工房を主宰する進木富夫氏の作品展

・葛や流木を躯体とし、青谷で漉かれた和紙・着古した着物などを貼り合せたランプシェード約30点を紹介

・ワークショップ(9月22日午後1時30分～ 定員10名 有料)

9 ほくほくプラザについて

①分かりやすいじんけんの話

「歌い継がれるメロディ、いのちのうた ～一人ひとりが大切にされるまちをめざして～」

日 時 7月28日(日) 午後1時30分～3時15分

概 要・オカリナ演奏と語りによるハートフルコンサート。同和問題についての講演会。

講 師 マザー・アース人権啓発研究所主宰 オカリナ奏者 山口裕之さん

参加者 98名

②絵本の読み聞かせ会

日 時 8月18日(日) 午前10時～11時

概 要・人形劇「だめだめすいか」

・絵本「きもだめし」

参加者 27名(幼17小2大8)

③ストラップづくりとおしゃべりサロン

日 時 8月16日(金) 午前9時～11時

概 要・フェルトとビーズでたストラップを製作後、軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

参加者 台風の為、中止

④お魚教室「地域の生き物を探そう！」

日 時 8月3日(土) 午前9時00分～午前11時00分

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概 要・生き物について事前学習し、マイクロバスで田んぼ用水路に出かけ魚等捕まえ、観察し、その場所にリリースする。

参加費 100円

参加者 19名（幼2、小14、大3）

親子自然体験教室「星を見る会」

日時 8月9日（金）午後7時30分～午後9時00分

対象 誰でも参加可（幼児保護者同伴要）

概要・別館で星空について事前学習する。グラウンドで望遠鏡を使い観察する。

参加費 100円

参加者 25名（幼5、小10、大10）

今後の予定

①分かりやすいじんけんの話

「ハラスメント解消に向けて」

日時 9月20日（金） 午後7時～8時15分

概要・職場における人権

・講師：鳥取県人権教育アドバイザー 佐藤淳子さん

「じぶん、まる！ ～ひとりじゃないよ、じぶんでいいよ～」

日時 北条中学校 9月25日（水）

大栄中学校 10月11日（金）

概要・性的マイノリティーの人権

・講師：田中一步さん、近藤孝子さん（にじいろ i-Ru（アイル））

・公開授業で実施（参観日の一環としても実施）

②絵本の読み聞かせ会

日時 9月8日（日） 午前10時～11時

概要・人形劇「どんぐりと山猫」

・絵本「パパお月さまとって」

③音読教室とおしゃべりサロン

日時 9月20日（金）午前9時～11時

概要・音読教室をしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円（軽食材料費）

④自然体験教室「船上山でカヌー&いかだ体験」

日時 9月7日（土）午後12時15分～午後5時

対象 年中、年長、小学生（年中、年長は保護者同伴要）

概要・船上山少年自然の家に出かけて、ダム湖でカヌー、イカダ体験。

参加費 100円

★家庭教育12か条★

8月は

「家族で決めよう家庭のルール」



☆家庭教育12か条☆

9月は

子どもは大人の鏡

～社会のルールは大人が見本～



＝図書館＝

1 町内小・中・高校司書交流研修会について

日 時 8月6日(火) 午後3時30分～4時30分

場 所 湯梨浜中学校 図書室

概 要 施設概要についての説明、見学

2 出前音読教室について

日 時 8月20日(火) 午後1時30分～

場 所 西園公民館

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 15名

3 あたまイキイキ音読教室について

日 時 日 時 8月22日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 名

4 「原爆と人間」パネル展について

期 間 8月1日(木)～8月28日(水)

場 所 図書館ロビー&中央公民館ロビー

概 要 原爆のパネル展を開催することで、原爆の悲惨さや戦争の怖さを考える機会とする。合わせて館内で関連本コーナーを設置し貸出につなげる。

5 「本の特集」コーナーについて

期 間 8月1日(木)～8月31日(日)

(図書館)

いきいき音読、英語の本、柳田邦男がすすめる絵本、読書の木(みんなの選んだお気に入りの一冊)、防災、人権絵本、男女共同参画、自由研究の本、おぼけの本、戦争に関する本、オリンピック、夏の絵本

(北条分室)

家庭教育12か条(8月)「家族で決めよう、家庭のルール」、柳田邦男がすすめる絵本、自由研究の本、英語の本、人権絵本、芥川・直木賞候補作品と過去の作品、戦争に関する本

6 北条分室「夏休み企画」について

(1) クイズラリーについて

期 間 8月6日(火)～11日(日)

参加者 37名

(2) しおりづくりについて

期 間 ①7月20日(土)～7月28日(日) ②8月13日(火)～8月18日(日)

参加者 ①28名 ②29名

(3) 夏の福袋について

期 間 7月20日(土)～7月23日(火)

概 要 「夏」に関するテーマの本(絵本3冊)10袋を準備し、貸出する。(その内、わくわく北条の生徒が5袋作る)

7 今後の予定について

(1) 動物愛護週間パネル展示&ペット写真展について

期 間 9月3日(火)～9月29日(日)

場 所 図書館 1階フロア

概 要 動物愛護週間(9月20日～26日)にちなみ、動物と人が共に生きていける社会の実現に向け、動物の命の大切さに気づく機会とする。合わせて動物に関する本の特集と、応募されたペットの写真を展示する。

(2) 「性感染症・結核」のパネル展について

期 間 9月12日(木)～9月24日(火)

場 所 図書館ロビー、館内

概 要 鳥取県性感染症予防キャンペーン(7月～9月)、結核予防週間(9月24日～9月30日)にちなみ、パネル展を開催することで住民へ周知し、予防につなげる。合わせて関連本を設置し、貸出につなげる。

(3) あたまイキイキ音読教室について

日 時 9月19日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

(4) 郷土史入門講座(第1回)について

日 時 9月21日(土) 午後1時30分～3時

場 所 図書館 研修室

概 要 「福本和夫と北栄町の方言『伯耆北條地方ノ訛言・方言・略語考』を読み解く」

講 師 桑本裕二さん(公立鳥取環境大学教授)

(5) 出前音読教室について

日 時 9月25日(木) 午後1時45分～

場 所 弓原集会所

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。認知症予防プログラムセットメニューの一環

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

2019年7月分の貸出等実績

		来館者数（人）	貸出冊数（冊）
7月分 (前年分)	図書館	4,860 (4,265)	4,689 (5,146)
	北条分室	1,244 (1,480)	2,249 (2,710)
4月からの累計	図書館	14,710 (14,469)	18,321 (19,353)
	北条分室	4,412 (5,267)	7,848 (8,984)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

日 時 8月 1日（木）～8月18日（日）

概 要 油絵教室

日 時 8月19日（月）～8月31日（土）

概 要 北条書道教室

2 2019年度シニアクラブについて

(1) 7月総合学習

日 時 8月4日（月）午後2時～4時

場 所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 34名

概 要 健康講座「笑いの体操 ワハハ体操」

講 師 湯梨浜あずま園センター長 飯田雄介 さん

(2) 8月コース別学習

日 時 8月26日（月）午後2時～4時

場 所 中央公民館 講堂ほか

参加者 名

概 要 パソコンほか8コースの学習

3 地域づくり講演会 自治会まちづくり役員研修会について

日 時 7月26日（金）午後2時～3時15分

場 所 北条農村環境改善センター 大研修室

参加者 58自治会77名

概 要 「持続可能な地域社会をめざして～協働のまちづくり～」

講 師 一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所長 藤山 浩さん

4 民芸実習館講座について

(1) 「木工教室」

日 時 8月4日(日) 午前9時～12時

参加者 7名

概 要 木工教室

講 師 本庄 靖男 さん

(2) 「第1回 木版画教室」

日 時 8月8日(木)、22日(木) 午後1時30分～3時30分

参加者 15名・ 名

概 要 木版画作り

講 師 わたり 弘子さん ((一社) 日本版画院 同)

(3) 「第2回陶芸講座」

日 時 8月25日(日) 午後2時～4時

参加者 名

概 要 色付け

講 師 山本 悠 さん

5 今後の予定について

・中央公民館ロビー展について

日 時 8月19日(月)～ 9月6日(金)

概 要 北条書道教室

日 時 9月7日(土)～ 9月30日(月)

概 要 俳句・木工作品展

・シニアクラブ学習について

スポーツ交流会

日 時 9月9日(月) 午後1時～4時

講 師 福祉レク・ネットワーク鳥取代表 玉木 純一 さん

概 要 「室内ペタンク」で会員交流

コース別学習

日 時 9月26日(月) 午後2時～4時

場 所 中央公民館 講堂ほか

概 要 パソコンほか8コースの学習

6 民芸実習館講座について

(1) 「第2回水墨画教室」

日 時 9月1日(日) 午前9時～正午

概 要 水墨画教室

講師 中川 端月 さん

(2)「第3回 木版画教室」

日時 9月12日(木)、26日(木) 午後1時30分～3時30分

概要 木版画作り

講師 わたり 弘子さん ((一社) 日本版画院 同)

(3)「第3回 木工教室」

日時 9月19日(木) 午前9時～12時

講師 本庄 靖男 さん

＝中央公民館大栄分館＝

1 中央公民館大栄分館ロビー展について

日時 8月1日(木)～15日(木)

概要 書道愛好会・写真愛好会作品展

日時 8月16日(金)～31日(土)

概要 陶芸教室作品展

2 子どもほくえい塾について

(1) パステルアート

日時 8月2日(金) 午後1時30分～4時

概要 パステルアートの壁掛けを作る

参加者 18名

(2) 習字を書こう

日時 8月4日(木) 午前9時～11時

概要 書道愛好会の指導で習字を書く

参加者 19名

(3) ミシン教室

日時 8月7日(水)、8日(木) 午後1時30分～4時

概要 キルティング生地でポシェットを作る

参加者 5名、5名

(4) 小物入れ作り

日時 8月6日(火) 午後1時30分～4時

概要 ガラススタイルで小物づくり

参加者 23名

(5) 陶芸教室

日時 8月12日(月) 午前10時～12時

場所 北条民芸実習館

概 要 お皿、湯のみを作る（色付け）

参加者 23名

4 今後の予定について

- ・中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 9月1日（日）～30日（月）

概 要 おじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵展

- ・パソコンカフェ

日 時 毎週月曜日（祝日を除く）

概 要 初歩のパソコン・スマホ操作

- ・小筆教室

日 時 9月3日（火）17日（火）午前9時30分～11時30分

概 要 毛筆で小さい字を書く

講 師 道祖尾 良苑 さん

- ・ミュージカル公演

「土の中のたね～少女小説家物語～」

日 時 9月1日（日）午後1時～、5時～の2回公演

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要 町民ミュージカルウォーターメロン第8回公演

入場料 1人500円（幼児無料）

議案第36号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

2019年8月27日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年北栄町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに<u>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章</u> <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p><u>第1節</u> 総則(第1条—第3条)</p> <p><u>第2節</u> 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p><u>第1款</u> 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p><u>第2款</u> 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p><u>第3款</u> 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p><u>第3節</u> 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p><u>第1款</u> 利用定員に関する基準(第37条)</p>	<p>北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章</u> 総則(第1条—第3条)</p> <p><u>第2章</u> 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p><u>第1節</u> 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p><u>第2節</u> 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p><u>第3節</u> 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p><u>第3章</u> 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p><u>第1節</u> 利用定員に関する基準(第37条)</p>

第2款 運営に関する基準(第38条—第50条)

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第53条—第61条)

附則

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育

第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

附則

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。

(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 略

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育

(12) 略

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。

(15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(16) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町(特別区を含む。以下同

又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22)～(27) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質、かつ、適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19)～(24) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

<p>第4条 特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2款</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定子ども</p>	<p style="text-align: center;"><u>(利用定員)</u></p> <p>第4条 特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(<u>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定子ども</p>
---	---

園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を

<p>し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で</u>、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を<u>速やかに</u>講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定</p>	<p>受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>これらの規定に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で</u>、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>速やかに</u>、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定</p>
--	--

教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等
を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえ、速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する町が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定す

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲

る額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上

内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

保育認定子どもを除く。ロ
(2)において同じ。)
57,700円(令第4条第2項第
6号に規定する特定教育・保
育給付認定保護者にあつて
は、77,101円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる
満3歳以上教育・保育給付認定
子どものうち、負担額算定基準
子ども又は小学校第3学年修
了前子ども(小学校、義務教育
学校の前期課程又は特別支援
学校の小学部の第1学年から
第3学年までに在籍する子ど
もをいう。以下ロにおいて同
じ。)が同一の世帯に3人以上
いる場合にそれぞれ(1)又は
(2)に定めるものに該当する
ものに対する副食の提供(イに
該当するものを除く。)

(1) 法第19条第1項第1号
に掲げる小学校就学前子ど
もに該当する教育・保育給付
認定子ども 負担額算定基
準子ども又は小学校第3学
年修了前子ども(そのうち最
年長者及び2番目の年長者
である者を除く。)である者

(2) 法第19条第1項第2号
に掲げる小学校就学前子ど
もに該当する教育・保育給付
認定子ども 負担額算定基
準子ども(そのうち最年長者
及び2番目の年長者である

<p style="text-align: center;">者を除く。)である者</p> <p style="text-align: center;">ハ <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>に対する食事の提供</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>当該支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係</p>
---	---

<p>る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその提供する特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的</p>	<p>る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその提供する特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握</p>
--	--

確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

<p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担</p>	<p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員により、特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の<u>分かりやすい</u>場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か</p>
---	--

<p>するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>により、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
--	--

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により、当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した<u>特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生し</p>
--	--

<p>故が発生した場合は、<u>損害賠償</u>を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第12条の規定による特定教育・保育の記録</u></p> <p>(3) <u>第19条の規定による町への</u>通知に係る記録</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第3款</u> 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当</p>	<p>た場合は、<u>その損害</u>を速やかに<u>賠償</u>しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u>の記録</p> <p>(3) <u>第19条に規定する町への</u>通知に係る記録</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節</u> 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教</p>
---	--

該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる

育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号ロ(2)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど

小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号ロ(2)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

第3節 特定地域型保育事

もに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事

<p style="text-align: center;">業の運営に関する 基準</p> <p style="text-align: center;"><u>第1款</u> 利用定員に関する 基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所 内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定め るものに限る。以下この節において 同じ。)の数は、<u>家庭的保育事業に あっては1人以上5人以下、小規模 保育事業A型(家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準(北栄町 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例第20号) 第27条に規定する小規模保育事業A 型をいう。)及び小規模保育事業B型 (同条に規定する小規模保育事業B 型をいう。)にあっては6人以上19 人以下、小規模保育事業C型(同条に 規定する小規模保育事業C型をい う。)にあっては6人以上10人以下、 居宅訪問型保育事業あっては1人 とする。</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2款</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特 定地域型保育の提供の開始に際し ては、あらかじめ、利用申込者に対 し、第46条に規定する<u>運営規程</u>の概 要、第42条に規定する連携施設の種</p>	<p style="text-align: center;">業の運営に関する 基準</p> <p style="text-align: center;"><u>第1節</u> 利用定員に関する 基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、 <u>家庭的保育事業にあってはその利 用定員(法第29条第1項の確認にお いて定めるものに限る。以下この章 において同じ。)の数を1人以上5 人以下とし、小規模保育事業A型(家 庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準(北栄町家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基準を 定める条例第20号)第27条に規定す る小規模保育事業A型をいう。)及び 小規模保育事業B型(同条に規定す る小規模保育事業B型をいう。)にあ っては、その利用定員の数を6人以 上19人以下とし、小規模保育事業C 型(同条に規定する小規模保育事業 C型をいう。附則第4条において同 じ。)にあってはその利用定員の数 を6人以上10人以下とし、居宅訪問 型保育事業にあってはその利用定 員の数を1人とする。</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特 定地域型保育の提供の開始に際し ては、あらかじめ、利用申込者に対 し、第46条に規定する<u>事業の運営に ついての重要事項に関する規程</u>の</p>
--	---

<p>類、<u>名称</u>、<u>連携協力の概要</u>、<u>職員の勤務体制</u>、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用することができるよう、選考</p>	<p>概要、<u>第42条第1項</u>に規定する<u>連携施設の種類及び名称</u>、<u>当該連携施設が行う連携協力の概要</u>、<u>職員の勤務体制</u>、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p>
---	---

<p>するものとする。</p> <p>3 前項の<u>特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、<u>地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る当該特定地域型保育事業の利用について<u>児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他</p>	<p>3 前項に規定する場合には、<u>特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、<u>地域型保育を提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る当該特定地域型保育事業の利用について<u>児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・</p>
---	--

の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に

保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入

基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられることができるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の町の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業所A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る)であって、町長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切にかくほしなればなら

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等の機関との密接な連携に努めなければならない。

ない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の街の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。事項において「保育所型事業所内保育事業」とい

<p><u>う。)を行う者については、同項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項及び第2項に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>9 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</u></p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合に</u></p>
---	---

<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほ</p>	<p>あつては法第30条第2項第2号に規定する町が定める額とし、<u>特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する町が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほ</p>
--	--

<p>か、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、<u>前4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める</p>	<p>か、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、<u>前各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める</p>
--	--

際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特

際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員により、特定

<p>定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による<u>特定地域型保育の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による<u>町への通知に係る記録</u></p> <p>(4)及び(5) 略 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u></p>	<p>地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する<u>提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する<u>町への通知に係る記録</u></p> <p>(4)及び(5) 略 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあ</u></p>
---	---

以下この款において同じ。)」と、
第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給
付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保

るのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。本条において準用する次項及び第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び本条において準用する第19条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給
付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の

<p>育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の</p>	<p>認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。</p>
---	---

規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合であつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第24条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4条中「前3項」とあるのは「前2項」
と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認

支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号イ又はロに掲げる者を除く。)に要する費用」とする。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。)から、その者と

の間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。))に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払

をした施設等利用給付認定保護者
に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により町から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により町から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により町から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により町から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該町及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する町への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る町に通知しなければならない。
(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必

要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による町への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、

育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育所に限る。)を除く。))」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 略

同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 略

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号ロ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第

27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する町が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する町が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号」とあるのは「法附則第9

	<p><u>条第1項第3号イ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する町が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</u></p>
--	--

附 則

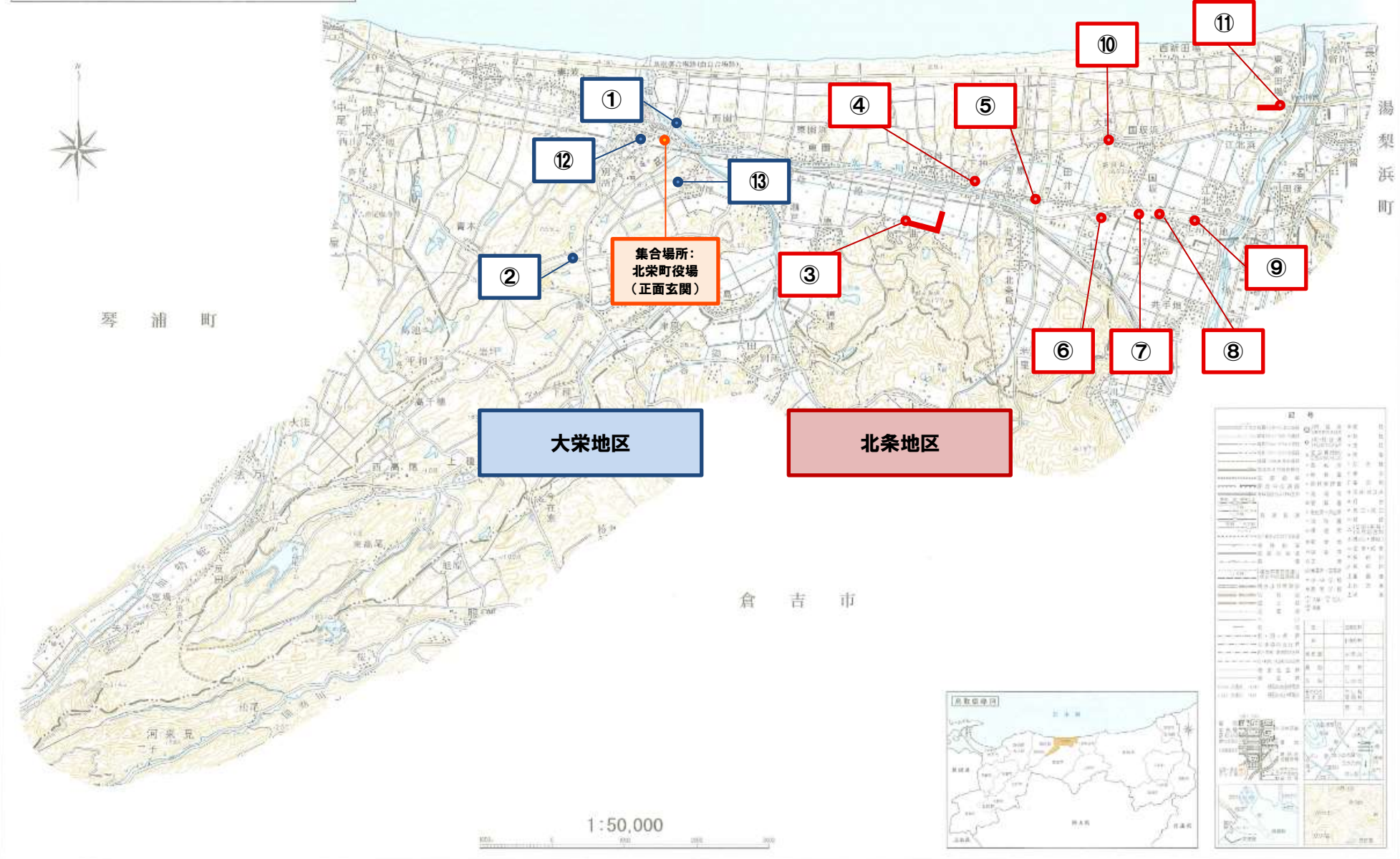
この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2019年度 北栄町通学路合同点検結果一覧表

点検No.	報告校	要望自治会	道路名	管理者	具体的な危険状況と要望	県	町				警察	適用		
							道路担当	交通対策	教委	学校			地域	
①	大栄小	由良宿	六尾大谷線・天神北年貢地線	町	交差点で見えづらい →ミラーの設置			ミラーの新規設置の要件を満たしていないため、設置しない。視界の確認ができないとは言えない。				引き続き、一時停止の撤消と停止線から減速して交差点へ侵入を。(一時停止線を少し前方に移動させては?)停止位置を守らない者がいたときに、逆に危険。		
⑫	大栄小	由良宿	駅前西線	町	車の通行が多く、危険→看板の追加設置を	※補足:別の通学路案である県道320号羽合東伯線(郵便局前)の歩道設置については、事業中止となった。旧ガソリンスタンド前の用地買収ができなかったため。	横断歩道前での減速マークの設置を検討。	看板の追加設置を検討。				(横断歩道前を一時停止にできないか?)駅ロータリーから出る車とどちらが優先か判断つきづらいため、難しい。また他の方向からの進行車も一時停止にする必要がある等影響が大きい。		
②	大栄中	青木	比山高千穂線	町	大型車の通行が多く非常に危険 →街灯・自転車通行が可能な歩道を設置		道幅・交通量から、歩道や自転車専用道の設置は難しい。消えかけている白線を回復しても、歩行者等への効果は薄いと考えられる。	防犯灯の設置を検討。 →現在、発注済。既存の3台に加え、10月中に5台追加設置。				(その他:県道の除草は、町が委託等受けてできないか?⇒できない。ボランティアでの除草については、補助事業あり。学校単位でも登録可能。こちらの活用を。)		
⑬	大栄小	瀬戸	円駄道	町	【防犯視点】 白線が消えている⇒白線または防護柵を、周りに民家等駆け込める場所がない		消えかけている白線を回復しても、歩行者等への効果は薄いと考えられる。	「子どもかきこみ110番の車」を新たに導入することを検討。民家のない箇所での地域の見守りを強化。	(別の経路はないか?)六尾北団地前を通る経路あり。しかし、そちらは交通量が多い。			民家のない箇所では、地域での「ながら見守り」の強化を。青色パトロール等での巡視が有効。	中学生の下校時間は、18時30ごろ。冬期は、真っ暗になる。	
③	北条中	曲	亀谷北条線	県	【防犯視点】 照明があるが、暗い→もっと明るいものに変更	交通量を鑑み、街灯の設置は難しい。		集落外の防犯灯については、新規設置・明るいものへ変更を検討。 町の防犯灯設置基準に従い必要な箇所は検討する。	学校は、遠方から通学する者にも配慮した下校時間を検討。	集落内の防犯灯については、自治会で新規設置・明るいものへ変更の検討を依頼。		歩道があるため、街灯が少なく暗いが、車とぶつかる等の危険は軽減されている。	備考:防犯灯設置基準 主要道路上で、付近に民家が少なく、かつ主な受益範囲が複数の自治会住民に及ぶため、自治会等防犯灯を設置するのが困難な位置にあり、町長が必要と認める箇所。公共建物若しくは公共施設構内又はその周辺50m以内の地点で町長が必要と認める箇所。	
④	北条小	松神	松神国坂線	町	大型トラックの進入があり、大変危険 →大型車両の進入制限				学校・地域と協働し、関係事業者に対し、う回路を通ることへの協力を依頼を行う。	教育委員会と協働し、関係事業者に対し、う回路を通ることへの協力を依頼を行う。	教育委員会と協働し、関係事業者に対し、う回路を通ることへの協力を依頼を行う。	まずは、事業者に対し協力的な検討を。協力的な結果によっては、規制をかけることも検討。 ※ただし規制をかける際には、自動車の種類(大型、中型、準中型等)に応じて、規制をかけるため、実際どんな車が通り、危険なのか検証が必要。		
⑤	北条中	弓原	松神国坂線	町	進入禁止時間帯に進入してくる車あり →取り締まりを							取り締まりを不定期に実施。規制線等で消えかけている箇所を修繕。	7:30-8:30進入禁止	
⑥	北条小	中央団地	中央1号線	町	大きな水路、田植期には、水かさが増え、危険 →囲いの設置、危険表示を		転落防止柵の設置を検討。	(その他:防犯灯の腐食を修繕)	「あそぶな危険」等の表示設置を検討。	危険箇所では遊ばないよう児童生徒へ注意喚起。	危険箇所では遊ばないよう児童生徒へ注意喚起。			
⑦	北条小	国坂東	国坂国坂浜線	町	車通りが多い →スクールゾーン標示				「スクールゾーン」の設置を検討。				倉吉方面からの抜け道としての通行が多い。ゾーン30の区域外。	
⑧	北条小	みどり西	清谷北条線	県	水路にふたがない箇所が約10mある →ふたの設置	【スクールゾーン】の設置を検討(H30)。※進捗確認。	ふた・ガードパイプは、水路の掃除や除雪の際に不便なため、設置しない。		危険箇所では遊ばないよう児童生徒へ注意喚起。特に冬の除雪後。	危険箇所では遊ばないよう児童生徒へ注意喚起。特に冬の除雪後。			該当箇所は、側溝ではなく、水路。倉吉方面からの抜け道としての通行が多い。ゾーン30の区域外。	
⑨	北条小	みどり団地1区	みどり12号線	町	側溝のふたがない箇所あり →ふたの設置		道路の横断部の側溝の蓋は、町が設置を行うが、それ以外の蓋かけは自治会でを行う。						ふたの設置は、町へ占用許可をとる手続きを踏み、自治会でを行う。	
⑩	北条小	大野	米里大野線 下神江北浜線	町	車では徐行が必要な細い道 →道路上に白線以外の標示、標識を設置		消えかかっている白線の修繕を検討。特に、幅の広い交差点を狭くするための斜線表示等。	該当箇所の手前に、交通安全対策協議会が設置した看板あり。追加設置を検討。	「スクールゾーン」の表示設置を検討。			法定外だが、消えかかっている「止まれ」標識の修繕等の検討を依頼。		
⑪	北条中	東新田場	国道9号線 側道2号線・東新田場1号線	町	【防犯視点】 トンネルから通学路が暗い →照明・街灯を設置		除草をし、環境管理を行う。	防犯灯については、次年度以降、設置を検討。昨年度・今年度中の設置はなし。 トンネル内の防犯灯については、明るいものへの変更を検討。(入口付近の防犯灯は、国からの指示で、夜にのみ点灯するようになっている)	国交省倉吉河川国道事務所へ、除草の定期実施を依頼。	学校は、遠方から通学する者にも配慮した下校時間を検討。		常に、除草等の環境管理を。	※トンネル管理:国交省倉吉河川国道事務所(26-6221サイイ様) ※トンネル内の防犯灯の管理:町	

鳥取県東伯郡 北栄町全図

2019年度 通学路合同点検一覧



この地図は、国土院院長の承認を得て、判図発行の3方分の「地図院」を複製したものである。(承認番号 平17中復、第113号)

令和元年度 通学路合同点検箇所位置図

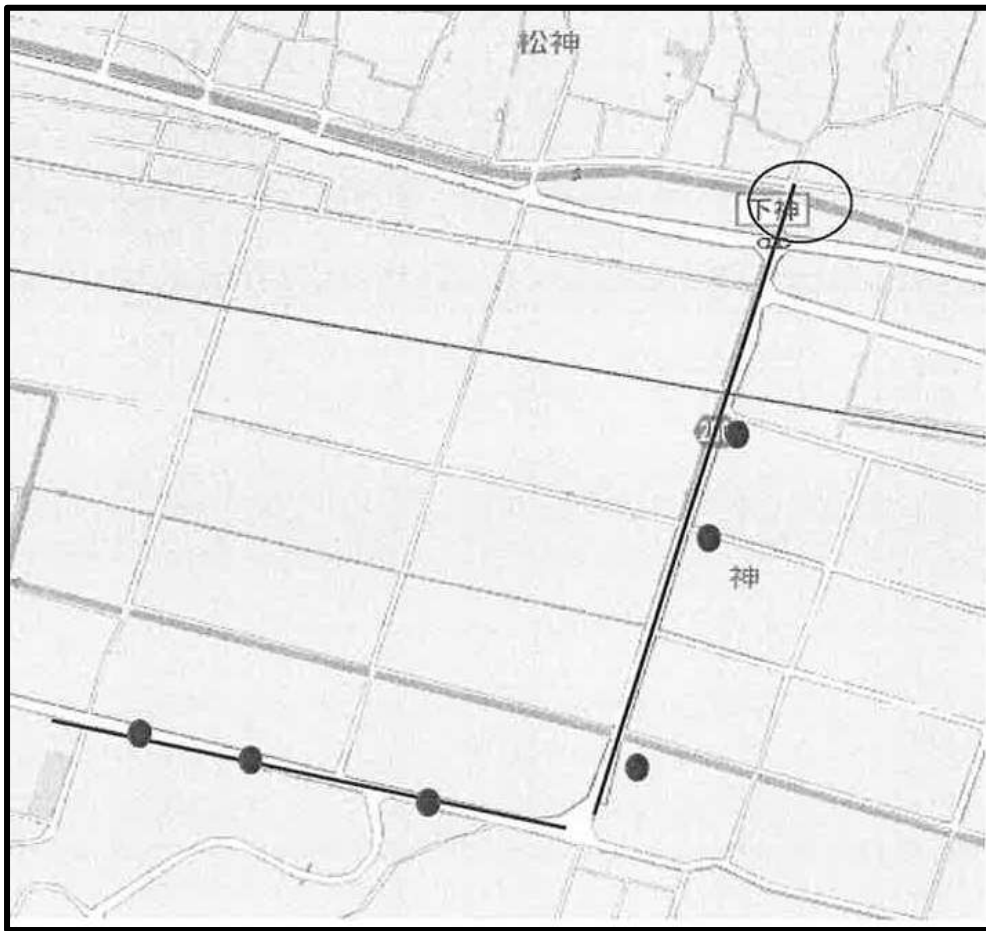
① 由良宿



② 由良宿



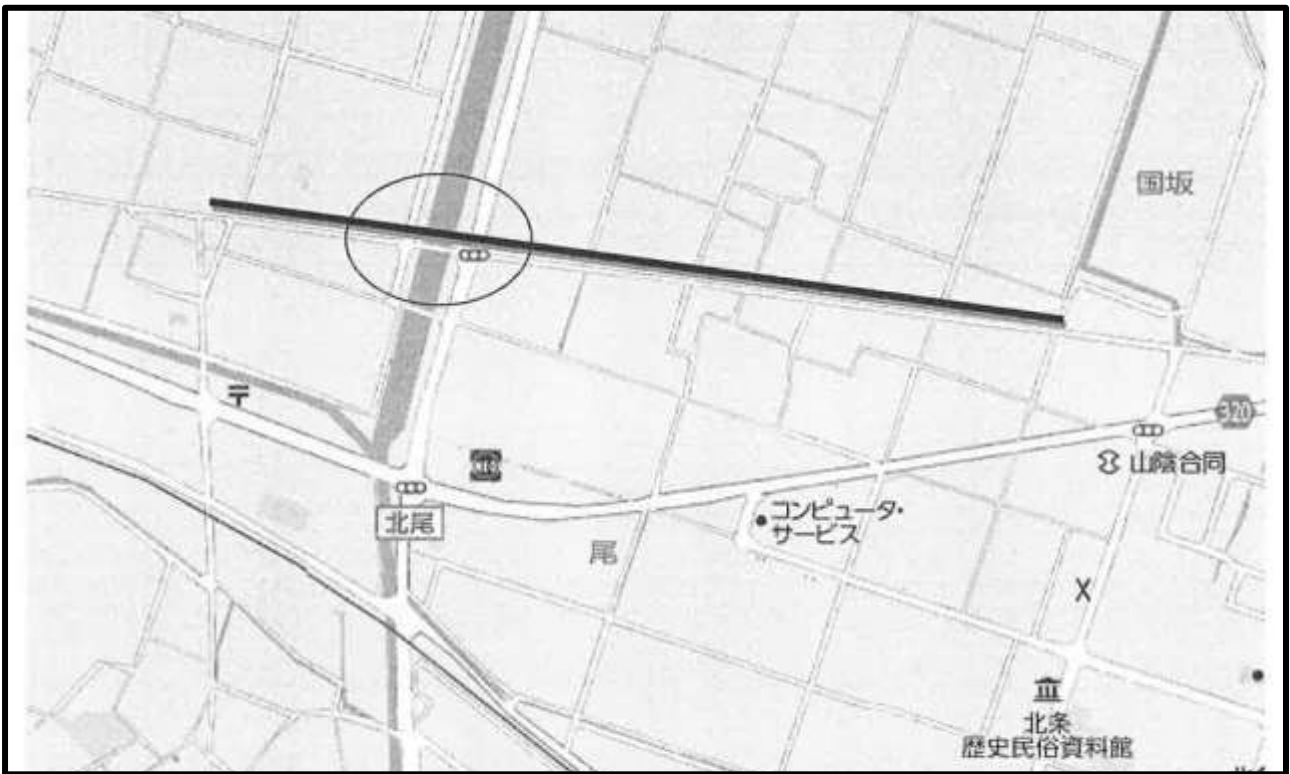
③曲



④松神



⑤弓原



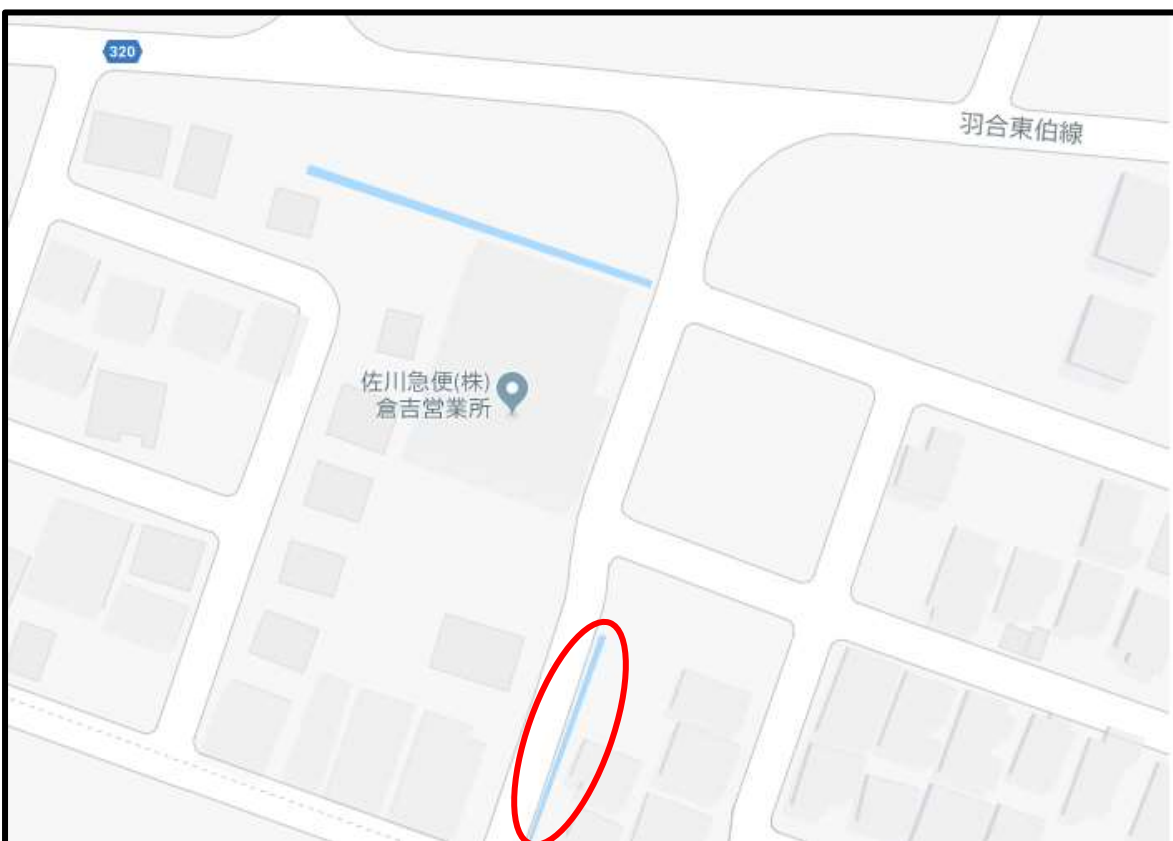
⑥中央団地



⑦国坂東



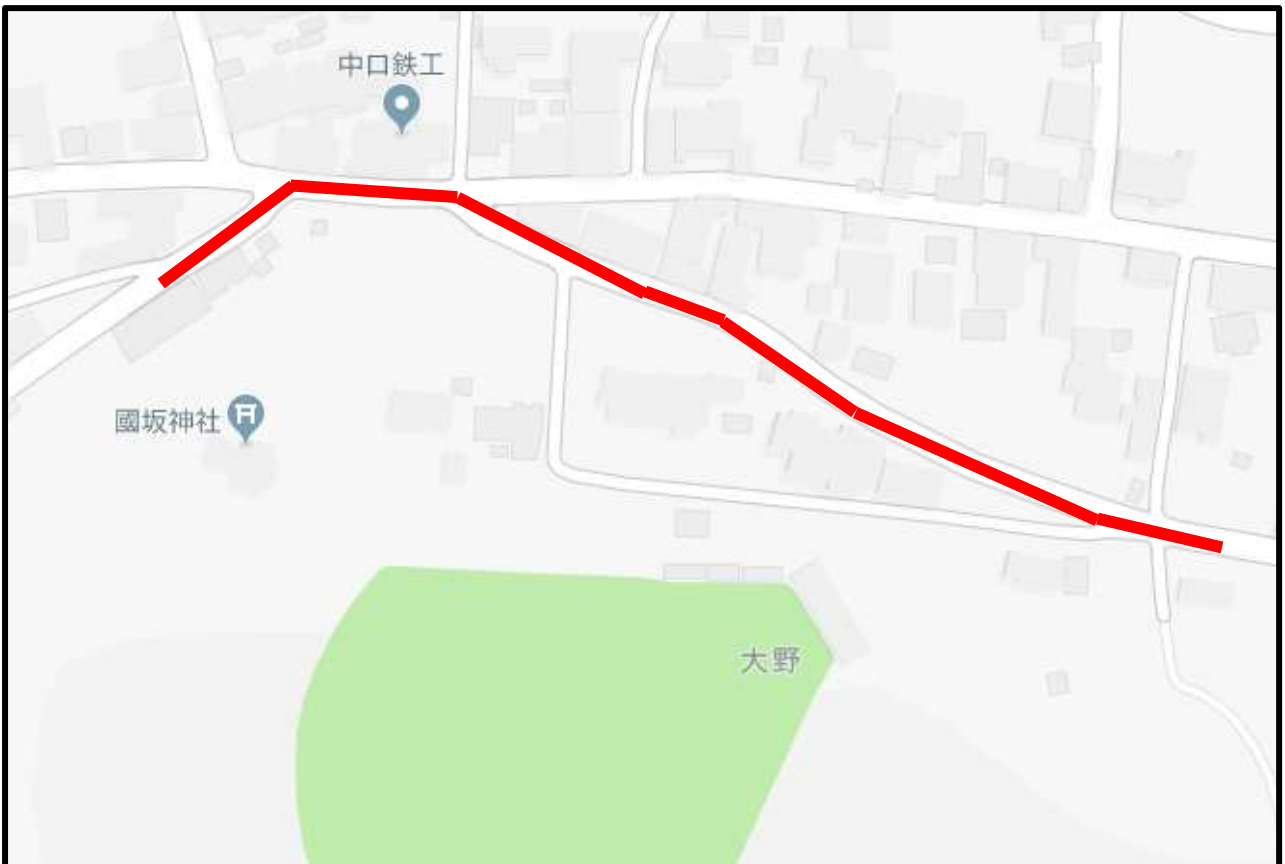
⑧みどり西



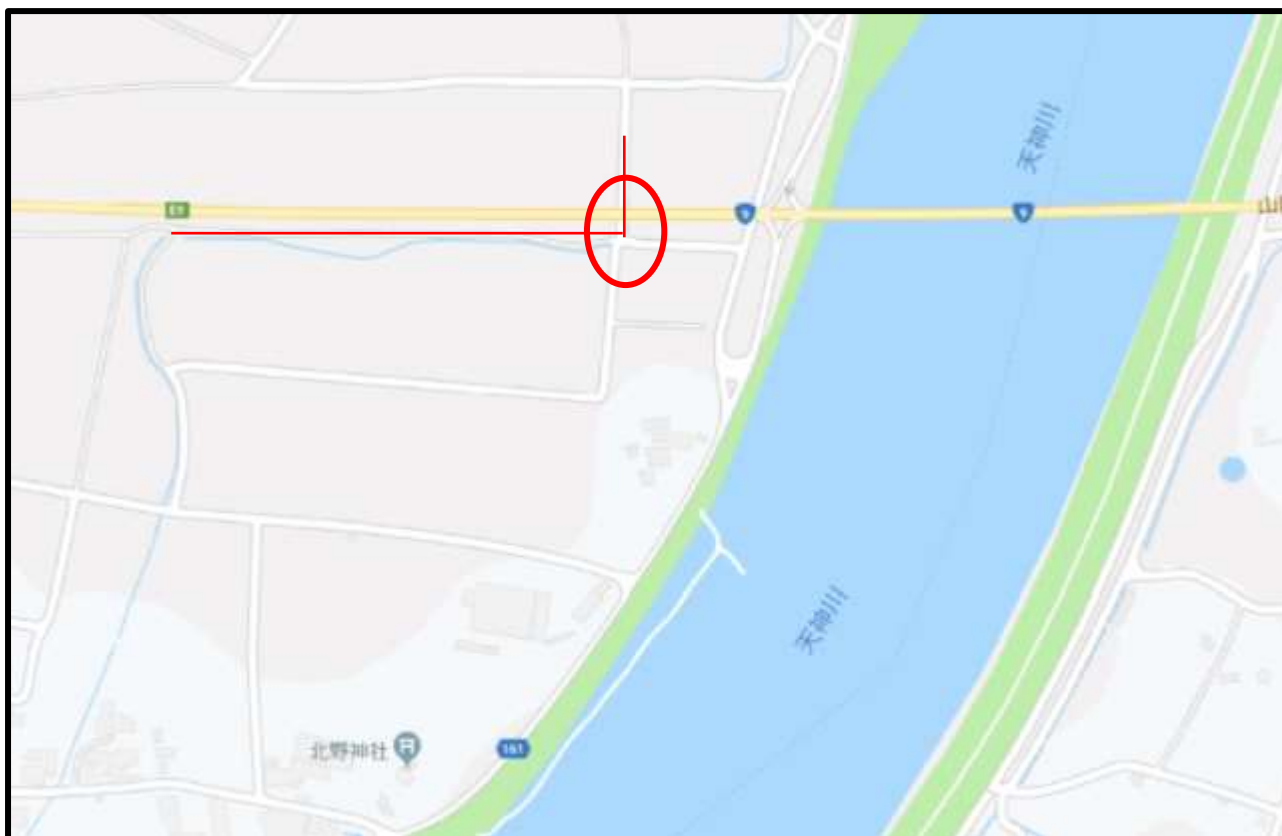
⑨みどり団地1区



⑩大野



⑪ 東新田場



令和元年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）開催要項

1 目 的

各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等をおこなうこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資することを目的とする。

2 主 催

文部科学省、鳥取県教育委員会

3 開催期間

令和元年 11 月 5 日（火） 行政説明、基調講演、パネルディスカッション

令和元年 11 月 6 日（水） 事例発表・研究協議（分科会）

4 会 場

11 月 5 日（火） とりぎん文化会館 梨花ホール
〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5

11 月 6 日（水） とりぎん文化会館 小ホール
〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5
とりぎん文化会館 第1会議室
〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5
鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）ホール
〒680-0846 鳥取市扇町 21

5 参 加 者

第2ブロックの市町村教育委員会（地方公共団体の組合に置かれる教育委員会も含む）の教育長、教育委員、事務局職員等

<第2ブロック>

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6 日 程

11 月 5 日（火）	12:00	～	13:00	[60 分]	受付
	13:00	～	13:30	[30 分]	開会行事
	13:30	～	14:30	[60 分]	行政説明
	14:30	～	14:45	[15 分]	休憩
	14:45	～	15:45	[60 分]	基調講演
	15:45	～	16:00	[15 分]	休憩
11 月 6 日（水）	16:00	～	17:15	[75 分]	パネルディスカッション
	9:30	～	10:00	[30 分]	受付
	10:00	～	11:45	[105 分]	事例発表・研究協議（分科会）

7 詳細日程

	日 時	内 容
1 日 目 11 月 5 日 (火)	会 場：とりぎん文化会館梨花ホール	
	12:00～13:00	○受付
	13:00～13:30	1 開会行事 オープニングセレモニー 智頭農林高校による麒麟獅子舞 主催者挨拶 文部科学省 鳥取県教育委員会 教育長 山本 仁志 氏
	13:30～14:30	2 行政説明
	14:30～14:45	説明 文部科学省 (休 憩)
	14:45～15:45	3 基調講演
15:45～16:00	『地域との連携協働による学校づくり ～人口減少社会における学校と地域の役割～』	
16:00～17:15	講師 文部科学省総合教育政策局 コミュニティ・スクール推進員 CSマイスター 梶原 敏明 氏 (休 憩)	
16:00～17:15	4 パネルディスカッション	
16:00～17:15	『地域との連携協働による学校づくり ～人口減少社会における学校と地域の役割～』	
16:00～17:15	コーディネーター 文部科学省総合教育政策局 コミュニティ・スクール推進員 CSマイスター 梶原 敏明 氏	
16:00～17:15	パネリスト 広島県府中市教育委員会教育長 平谷 昭彦 氏 倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸 氏 文部科学省	
2 日 目 11 月 6 日 (水)	会 場：とりぎん文化会館 小ホール、第1会議室、鳥取県立生涯学習センター ホール (※分科会会場については、参加申込人数により決定します。)	
	9:30～10:00	○受付
	10:00～11:45	5 事例発表・研究協議
	10:00～11:45	(1) 第1分科会 『地域との連携協働による学校づくり ～人口減少社会における学校と地域の役割～』
	10:00～11:45	発表者 山口県萩市教育委員会学校教育課指導主事 田中 由起枝氏 南部町教育委員会教育長 福田 範史 氏
	10:00～11:45	司会者 伯耆町教育委員会教育長 後藤 弥 氏 助言者 文部科学省
10:00～11:45	(2) 第2分科会 『学力向上施策の推進』	
10:00～11:45	発表者 三重県いなべ市教育委員会学校教育課課長補佐兼指導主事 平塚 晴彦 氏	
10:00～11:45	鳥取市教育委員会教育長 尾室 高志 氏	
10:00～11:45	鳥取市教育委員会副教育長 吉田 博幸 氏	
10:00～11:45	司会者 岩美町教育委員会教育長 寺西 健一 氏 助言者 文部科学省	
10:00～11:45	(3) 第3分科会 『英語教育の取組』	
10:00～11:45	発表者 宮崎県宮崎市教育委員会教育情報研修センター指導主事 片山 弘喜 氏	
10:00～11:45	境港市教育委員会教育長 松本 敏浩 氏	
10:00～11:45	境港市教育委員会教育総務課主幹兼指導主事 築谷 健作 氏	
10:00～11:45	司会者 米子市教育委員会教育長 浦林 実 氏 助言者 文部科学省	